（その１）

収支報告書

平成30年分
（　　開催分）

（ふりがな）　こくみんみんしゅとうおかやまけんだいよんそうしぶ

1 政治団体の名称　国民民主党岡山県第４総支部

2 主たる事務所の所在地　岡山県岡山市中区円山107

3 代表者の氏名　津村　啓介

4 会計責任者の氏名　髙橋　徹

事務担当者の氏名

森安　章文

（電話）　086-277-8181

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	津村　啓介
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成30年　12月　6日　から
平成30年　12月　31日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

岡山県選挙管理委員会 受 -1.10.-9 付 岡山第

~~解~~ 散

令和元年12月16日　1箇所訂正

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	0
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和元年　10月　8日

政治団体の名称　国民民主党岡山県第４総支部

会計責任者の氏名　髙橋　徹　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

津村　啓介　(印)

令和元年12月16日 1箇所訂正

政治資金監査報告書

令和 元 年 10 月 8 日

国民民主党岡山県第４総支部
代表　津村啓介 殿

登録政治資金監査人　桑原一　印
登　録　番　号　第２８３２号
研修修了年月日　令和 元 年 6 月28日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党岡山県第４総支部の平成３０年に係る法第１７条に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、国民民主党岡山県第４総支部の主たる事務所では作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると桑原一が判断したため、桑原一登録政治資金監査人の事務所（岡山県岡山市東区西大寺松崎２４８－８３）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

令和元年12月16日 1枚削除

3　業務制限

国民民主党岡山県~~第4~~総支部と私との間には、法~~第１９条の~~１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上

令和元年12月16日　1枚削除

政治資金監査報告書

令和 1 年 10月 8 日

国民民主党岡山県第４総支部
代表　津村啓介 殿

登録政治資金監査人　桑原一　㊞
登　録　番　号　第２８３２号
研修修了年月日　令和 元 年 6 月28日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党岡山県第 4 総支部の令和元年に係る法第12 条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、国民民主党岡山県第４総支部の主たる事務所では作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると桑原一が判断したため、桑原一登録政治資金監査人の事務所（岡山県岡山市東区西大寺松崎２４８－８３）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

令和元年12月16日 1枚追加 津村 高橋

3　業務制限

国民民主党岡山県第４総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上

令和元年12月16日 1枚追加